

賀来地区公共下水道整備事業

募 集 要 領

令和3年7月

大分市上下水道局

目 次

1.	応募者の備えるべき応募資格要件.....	1
	(1) 応募者の応募資格要件.....	1
	(2) 設計企業の応募資格要件.....	2
	(3) 建設企業の応募資格要件.....	3
2.	応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い.....	3
	(1) 代表構成員が資格要件を喪失した場合.....	3
	(2) その他構成員が資格要件を喪失した場合.....	3

【別添】 資格種類別担当業務内容一覧表

1 応募者の備えるべき応募資格要件

(1) 応募者の応募資格要件

応募者の構成員は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 応募資格審査書類の提出期間の末日(以下「応募資格要件確認基準日」という。)から基本協定締結日までの間において「大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領」(平成 12 年大分市告示第 477 号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- ウ 応募資格要件確認基準日から基本協定締結日までの間において大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 24 年大分市告示第 377 号)に基づく排除措置期間中でないこと。
- エ 事業税、法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 応募資格要件確認基準日から起算して 2 年以内に、銀行取引停止処分を受けた者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定(以下「再生開始決定」という。)を受けた者を除く。)でないこと。
- カ 応募資格要件確認基準日から起算して 6 ヶ月以内に、取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者(更生開始決定を受けた者を除く。)でないこと。
- キ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がされている者でないこと。
- ク 大分市内に本店を有すること。
- ケ 役員等(参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。)が暴力団員等(大分市暴力団排除条例(以下「条例」という。)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと。
- コ 暴力団(条例第 2 条第 1 号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(条例第 6 条第 1 号に掲げる暴力団関係者をいう。以下同じ。)でないこと。
- サ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してないこと。
- シ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して貸金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ス 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

こと。

セ 本事業に係るアドバイザー業務に関与している次の者に対して、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有しておらず、又はその出資の総額100分の50以上の出資をしておらず、かつ、応募者と直接的な雇用関係にある者が当該企業の役員を兼ねていないこと。

- ・ 株式会社N J S 東京都港区芝浦一丁目1番1号

(2) 設計企業の応募資格要件

設計企業は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ア 公告日において、大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格要綱（平成17年大分市告示1700号）により、業種区分 土木コンサルタント（下水道）について、入札参加の認定を受けている者であること。
- イ 大分市又は大分市上下水道局から平成23年度以降において受注した下水道管路施設の設計業務を完了した実績を有すること。なお、複数企業の共同とする（以下「JV」という。）場合においては、代表構成員及びその他の構成員が同種業務の実績を有する者であること。
- ウ 設計業務における照査技術者及び管理技術者は、下記に記載する者をそれぞれ配置できること。ただし、照査技術者と管理技術者は兼任できない。なお、JVの場合においては、代表構成員の有資格者を配置できること。

照査技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に記載されている、土木コンサルタント（下水道）に係る有資格者1名
管理技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に記載されている、土木コンサルタント（下水道）に係る有資格者1名

エ 施工監理業務における施工監理技術者は、RCCM 資格者（下水道部門）又は下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に規定する資格を有する者、又は1級土木施工管理技士を配置できること。なお、設計業務における配置技術者を兼ねることができる。

オ 上記ウ及びエに掲げる者のほか、本業務を行うにあたって、必要な人員及び資機材等を確保することができること。

(3) 建設企業の応募資格要件

建設企業は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ア 公告日において、大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱(平成 17 年大分市告示第 1616 号)により、土木一式工事について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- イ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項審査を受けて有効であること。
- ウ 令和 3 年度に建設業法の規定による特定建設業の許可を受けており、大分市の土木一式工事 A 等級に格付けされている者であること。なお、J V の場合においては、代表構成員が格付けされている者であること。
- エ 大分市又は大分市上下水道局から受注した下水道管路施設の建設工事の施工を元請として完了した実績を有する者であること。なお、J V の場合においては、代表構成員が同種工事の実績を有する者であること。
- オ 建設業法第 26 条に規定される土木工事における技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、応募者と本工事に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者(契約履行時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるものを新たに専任で配置することは可能とする。)また、J V の場合においては、代表構成員が監理技術者、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者をそれぞれ当該工事に専任で配置できること。

2 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者が、応募資格要件確認基準日の翌日から基本協定締結日までの間、1 に記載されている資格要件を喪失した場合は失格とする。なお、J V の場合は以下の取扱いとする。

(1) 代表構成員が資格要件を喪失した場合

代表構成員が資格要件を喪失した場合、当該応募グループを失格とする。

(2) その他構成員が資格要件を喪失した場合

その他構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更、出資比率の変更及び構成員の追加を認める。

【別添】

資格種類別担当業務内容一覧表

資格名称	技術(専門)部門	選択科目	測量	土木コンサルタント																		地質調査								
				測量一般	測量	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	上下水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	建築物	造船	都市計画	地盤	土質基礎	鋼橋造		トンネル	施工計画	建設用地	機械	電気電子	その他		
測量士			◎◎◎																											
測量士補			○○○																											
技術士	機械、総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・振動、動力伝達、熱工学、流体力学、交通・物流機械及び建設機械、計測又は計測・測定機器、材料強度・信頼性、機械ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに関する																						◎		△				
	電気電子、総合技術監理部門	電気電子一般及び送配電電、電気分圧、電子応用、情報通信又は電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに関する																							◎		△			
	建設、総合技術監理部門	建設一般及び当該業務内容に対応する選択科目とする				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎		
	上下水道、総合技術監理部門	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道又は下水道に関する							◎	◎																	△			
	農業、総合技術監理部門	農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに関する				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	森林、総合技術監理部門	森林一般及び森林土木とするものに関する				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		
	水産、総合技術監理部門	水産一般及び水産土木とするものに関する				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	情報工学、総合技術監理部門	協定なし																									◎	△		
	応用理学、総合技術監理部門	応用理学一般及び地質とするものに関する																										△	◎	
	衛生工学、総合技術監理部門	衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに関する																											△	
技術士補	機械部門																										◎	△		
	電気電子部門																											◎	△	
	建設部門				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎
	上下水道部門								◎	◎																		△		
	農業部門																											△		
	森林部門																											△		
	水産部門																											△		
	情報工学部門																											◎	△	
	応用理学部門																												△	◎
	衛生工学部門																												△	
環境計量士																											◎	△		
RCCM	河川、砂防及び護岸・海岸					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	港湾及び空港				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	電力土木				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	道路				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	鉄道				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	上下水道及び工業用水道				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	下水道				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	農業土木				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	森林土木				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	水産土木				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	造船				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	都市計画及び地方計画				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	地盤																											△	◎	
	土質及び基礎																											△	◎	
	鋼橋造及びコンクリート						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	トンネル				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	施工計画、施工設備及び管理				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	建設機械				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	
	機械																												◎	△
	電気電子																												◎	△
建築物																													△	
地質調査技士																												△	◎	
建設技術管理技士																													△	◎

「◎」は調査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
「○」は管理技術者のみになれる資格。
「△」は業務の内容により特記仕事中に必要な資格を指示するもの。
「☆」は建設コンサルタント登録規則（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規則（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・総務技術者になれる。